

質問書に対する回答

| | |
|------|----------------------|
| 契約件名 | 上信越自動車道 豊洲高架橋はく落対策工事 |
|------|----------------------|

| 番号 | 質問箇所 | 質問事項 | 回答 |
|----|-----------------|---|--|
| 1 | 金抜き設計書 | 金抜き設計書のなかで「見積対象」とされている項目について、見積採用単価または参考歩掛等を公表していただくことはできますか。 | 見積対象の項目については入札前に見積採用単価および参考歩掛等を公表することはありません。 |
| 2 | 金抜き設計書 | 当工事の設計積算で適用される積算基準は「令和5年度（令和5年7月改定）」と考えて良いですか。 | 公告日時点の積算基準（R5.7月版）でお考えください。 |
| 3 | 金抜き設計書 | 設計積算上の経費工種は「橋梁保全」と考えて良いですか。 | そのとおりです。 |
| 4 | 金抜き設計書 | 当工事の設計積算で使用される単価ファイル（単価表）の適用月は何月になりますか。また、刊行物より採用されている積算単価は、刊行物の何月号を参照していますか。 | 単価ファイル（単価表）の適用月は令和5年10月となります。刊行物より採用されている積算単価は、令和5年10月号を参照しています。 |
| 5 | 金抜き設計書 | 割掛費の割掛先項目への按分方法は、金抜き設計書の数量比率によると考えて良いですか。 | そのとおりです。 |
| 6 | 金抜き設計書 特記仕様書 | 特記仕様書「14. 現場環境改善に関する事項」に要する費用は、「現場環境改善費（率分）」として計上されていると考えて良いですか。 | そのとおりです。 |

| | | | |
|---|-----------------|---|--|
| 7 | 金抜き設計書 特記仕様書 | コンクリート表面処理工（金抜き設計書 番号 9-11）の施工費用について、特記仕様書 17-3-4-2①に記載の通り施工位置ごとにW J 工法とディスクサンダー工法を区別し、更に施工方向による補正を加味して算出すると考えて良いですか。また、各施工数量は図面の数量表によると考えて良いですか。 | 特記仕様書 17-3-4-2①および設計図の各橋梁における「はく落防止対策工詳細図」に示すとおりとなります。 |
| 8 | 金抜き設計書 | はく落防止対策工（金抜き設計書 番号 12-14）の施工費用について、施工位置ごとに「張り出し」および「凹凸」の有無を加味して算出すると考えて良いですか。 | 設計図の各橋梁における「はく落防止対策工詳細図」に示すとおりとなります。 |
| 9 | 金抜き設計書 特記仕様書 | 特記仕様書 17-4-2③「仕上げ塗り」の施工内容は、特記仕様書 17-5「表面保護工」と同じ内容を想定されていますか。 | 特記仕様書 17-5「表面保護工」と同じ内容は想定しておりません。 |